

計画作成年度	令和6年度
計画主体	山形県上山市

上山市鳥獣被害防止計画

<連絡先>

担当部署名 上山市農林夢づくり課
所在地 山形県上山市河崎一丁目1番10号
電話番号 023-672-1111
FAX番号 023-672-1112
メールアドレス info@city.kaminoyama.yamagata.jp

1. 対象鳥獣の種類、被害防止計画の期間及び対象地域

対象鳥獣	ニホンザル、ツキノワグマ、イノシシ、ハクビシン、タヌキ カラス、ムクドリ、スズメ、カモシカ、ニホンジカ
計画期間	令和6年度～令和8年度
対象地域	上山市全域

2. 鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止に関する基本的な方針

(1) 被害の現状（令和4年度）

鳥獣の種類	被害の現状		
	品 目	被害数値	
		被害面積	被害金額
ニホンザル	おうとう、ぶどう、水稻等	18.1ha	2,832千円
ツキノワグマ	すいか、西洋なし、りんご等	18.5ha	2,382千円
イノシシ	水稻、じゃがいも、すいか等	6.9ha	1,006千円
ハクビシン	おうとう、ぶどう等	3.3ha	649千円
タヌキ	おうとう	1.0ha	250千円
カラス	おうとう、西洋なし、りんご等	40.0ha	3,421千円
ムクドリ	おうとう、西洋なし、すもも等	1.5ha	660千円
スズメ	おうとう、りんご、水稻等	2.9ha	668千円
カモシカ	おうとう、ぶどう、西洋なし等	18.5ha	2,565千円
ニホンジカ	—	—	—
合 計		110.7ha	14,433千円

(2) 被害の傾向

<p>ニホンザル</p> <p>本市北西部地域を除くすべての地域に生息し、すべての生息地域で被害を及ぼす状況となっている。被害地域の多くは優良な果樹地帯で、収穫期の食害に限らず、果樹の芽の食害や枝折り、保存用野菜の食害等年間を通して被害が発生している。</p> <p>また、人に慣れ人を威嚇するサルも現れており、住宅への侵入や市街地での出没が確認されるなど、生息域を山中から山裾に拡大しており、農家の生産意欲の減退など農業経営に甚大な影響を及ぼしている。</p>
<p>ツキノワグマ</p> <p>市内中山間部の全域で出没・被害が確認されている。近年では農村部の住宅付近への出没が目立つなど、生息域を山中から山裾に拡大しており、出没頻度も多くなっている。</p> <p>被害は、野菜や果樹を中心に、特におうとうや西洋なし等果樹園地での食害や枝折り等の被害が拡大している。</p>
<p>イノシシ</p> <p>近年、急速に被害や痕跡数が市内全域に拡大しており、かつ里山から農村地域に被害が広がっている。豚熱の流行等により生息数が減少することがある一方、繁殖力が高いため、生息数の急増に</p>

<p>よる被害拡大が懸念される。</p> <p>被害は、葉物野菜や根菜、果樹類などの農作物被害に加え、水田や畑、水路等の土の掘り起し等、被害金額に表れない被害も増大している。</p>
<p>ハクビシン、タヌキ</p> <p>市内全域での被害が確認され、特におうとうやぶどうなど果実の被害が多い。また、空き家や倉庫、作業小屋での糞尿被害がみられるほか、被害調査では、ハクビシン又はタヌキと認識されていない潜在的な被害も確認されている。</p>
<p>カラス</p> <p>市内全域で農作物被害が発生しており、特に果樹地帯での果実被害が多い。また、住宅地ではゴミ荒らしや騒音、フン害等の被害が発生している。</p>
<p>ムクドリ、スズメ</p> <p>市内全域で農作物被害が発生しており、特に果樹地帯での収穫期の食害に加え、冬期間の果樹の芽の食害も拡大している。</p>
<p>カモシカ</p> <p>市内中山間から農村地帯全域において出没・被害が発生している。被害は、野菜や果実等が中心で、特別天然記念物に指定されているため追払いなど人からの危害を受けず人馴れしており、人を見ても逃げない状況となっている。</p>
<p>ニホンジカ</p> <p>10年程前から鳴き声や出没が確認されており、年を追うごとに出没件数が増加し、近年では車との衝突や有害捕獲の実績が出ている。ニホンジカの食害と特定された事例はないが、このまま放置すると農作物や林業への被害発生が懸念される。</p>

(3) 被害の軽減目標

鳥獣の種類	現状値 (令和4年度)	目標値 (令和8年度)
ニホンザル	18.1ha 2,832千円	16.7ha 2,605千円
ツキノワグマ	18.5ha 2,382千円	17.0ha 2,191千円
イノシシ	6.9ha 1,006千円	6.3ha 926千円
ハクビシン	3.3ha 649千円	3.0ha 597千円
タヌキ	1.0ha 250千円	0.9ha 230千円
カラス	40.0ha 3,421千円	36.8ha 3,147千円
ムクドリ	1.5ha 660千円	1.4ha 607千円
スズメ	2.9ha 668千円	2.7ha 615千円
カモシカ	18.5ha 2,565千円	17.0ha 2,360千円
ニホンジカ	—	—
合計	110.7ha 14,433千円	101.8ha 13,278千円

(4) 従来講じてきた被害防止対策

	従来講じてきた被害防止対策	課題
<p>捕獲等に関する取組</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・鳥獣保護管理法及びニホンザル有害捕獲実施計画等に基づく有害捕獲を実施してきた。(カモシカを除く) ・捕獲は、猟友会の協力のもと銃器及び捕獲器具で実施してきた。 ・捕獲者の増加を図るため、狩猟免許取得等に対する支援を行うとともに、有害鳥獣捕獲奨励金制度を創設し、捕獲強化に努めた。 ・捕獲後の処分は、埋設処理、焼却処理を行ってきた。 ・令和元年度、地域ぐるみ事業において県モデル事業を活用し ICT を活用した囲いわなの導入を図り捕獲強化に努めた。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ニホンザル、イノシシ、鳥類は捕獲器具の学習が進み捕獲が困難になっており、新しい捕獲方法の導入や捕獲技術の向上が課題となっている。 ・捕獲者増加に努めた結果、人数は平成28年度30人台から令和5年度60人台と倍増となっているが、高齢化が進んでおり若手狩猟者への捕獲技術の継承が課題となっている。 ・イノシシ等の大きな動物について、処分方法の確立が課題となっている。
<p>防護柵の設置等に関する取組</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・防護柵や防護ネットなど、地域や農地の実情に合った防護施設整備を進めた。 ・ニホンザルについては、平成15年度に接近警戒システムを導入し、実施隊及び対策専門員による追払い、地域・農家への個別指導を実施した。 ・平成14年度には、県事業により広域電気柵1.1kmを設置した。 ・地域ぐるみ事業として、国事業を活用し以下のとおり広域防護柵を設置した。 ○令和元年度 2.7km (東地区) ○令和2年度 4.3km (松沢地区) ○令和3年度 16.1km (小倉・権現堂地区) ○令和4年度 2.5km (細谷・阿弥陀地地区) ・カモシカについては、国事業を活用し食害防止用防護網を設置した。 ・地域において、自主的・組織的な追払いが実施された。 	<ul style="list-style-type: none"> ・防護施設の設置を推進してきたが、獣種に合った仕様の防護柵の設置や設置した防護柵の適正な維持管理についての周知徹底が必要である。 ・地域農業の担い手の減少により、接近警戒システムや緩衝帯等の共同管理が困難な状態となっている。また耕作放棄地や放任樹が拡大している。 ・地域住民に対する研修会や学習会等を通じて、有害鳥獣の生態や情報を共有しながら、自主対策の意識高揚と被害防止技術の向上を図る必要がある。 ・有害鳥獣対策としてより有効である地域ぐるみ活動について、現在地域ぐるみ活動により設置された広域防護柵の効果を周知し、拡大していく必要がある。 ・組織的な追払いは農地に近い農家や地区民での対応が不可欠であり地域の担い手の確保が課題である。
<p>生息環境管理に関する取組</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・放任果樹等の除去の呼びかけ及び支援を行い、地域による伐採が行われた。 ・鳥獣の住处及び通路となるような耕作放棄地等の緩衝帯整備を行った。 	<ul style="list-style-type: none"> ・放任果樹木の伐採及び緩衝帯整備に当たり、土地所有者の確定及び所有者の承諾を得ることが難しい場合がある。

(5) 今後の取組方針

これまでの有害鳥獣の被害対策は、捕獲と防止対策の両面から実施してきたが、決定的な対策に至っておらず、被害を減少していくため、下記の事項に総合的に取り組む。

- ① 捕獲・追払いの役割を担う上山市鳥獣被害対策実施隊（猟友会）の隊員拡大を図るとともに、ICT技術を活用する等効果的な捕獲を推進する。
- ② 地域における鳥獣害対策を推進するため、地域住民、農業協同組合、実施隊（猟友会）、行政等が連携を密にして、地域主体の被害防止体制の構築を図りながら、地域の環境整備や追払い、捕獲等の効果的な対策を実施するとともに、防護施設の整備と適正管理を推進する。
- ③ 平成29年度から実施している地域ぐるみ活動の効果を市内全域に周知し、各地域の被害状況や被害を及ぼす鳥獣の種類等を整理し、実状に沿った地域主体の取組を実施する。
- ④ 専門家の指導・助言を受けながら、より効果的な捕獲方法や被害防止対策を検討する。

3. 対象鳥獣の捕獲等に関する事項

(1) 対象鳥獣の捕獲体制

<p>「捕獲・追い払いパトロール」の主体となる上山市鳥獣被害対策実施隊を中心に、被害地域の住民と連携しながら必要に応じて銃器又は捕獲器具による有害個体の捕獲を実施し、被害軽減を図る。</p> <p>また、実施隊の中核である猟友会の担い手不足を解消するため、被害農家自らが狩猟免許を取得するよう誘導するとともに捕獲技術向上を図るほか、イノシシ、ツキノワグマ及びニホンジカのわな捕獲時の止めさし等の際にライフル銃が必要となるため、ライフル銃所持者の確保についても努める。</p>

(2) その他捕獲に関する取組

年度	対象鳥獣	取組内容
令和6年度	ニホンザル、ツキノワグマ、イノシシ、ハクビシン、タヌキ、カラス、ムクドリ、スズメ、ニホンジカ	<p>地域の実情や各鳥獣の行動の特徴に合わせて、捕獲器具又は銃器いずれかの有効な方法で捕獲を実施するとともに、ICT技術を活用する等より効果的な捕獲方法の確立を検討する。</p> <p>捕獲活動の円滑化を図るため、被害地域に対して自主対策や捕獲担い手確保のための啓発活動を行うとともに支援策を継続する。</p>
令和7年度	ニホンザル、ツキノワグマ、イノシシ、ハクビシン、タヌキ、カラス、ムクドリ、スズメ、ニホンジカ	<p>地域の実情や各鳥獣の行動の特徴に合わせて、捕獲器具又は銃器いずれかの有効な方法で捕獲を実施するとともに、ICT技術を活用する等より効果的な捕獲方法の確立を検討する。</p> <p>捕獲活動の円滑化を図るため、被害地域に対して自主対策や捕獲担い手確保のための啓発活動を行うとともに支援策を継続する。</p>
令和8年度	ニホンザル、ツキノワグマ、イノシシ、ハクビシン、タヌキ、カラス、ムクドリ、スズメ、ニホンジカ	<p>地域の実情や各鳥獣の行動の特徴に合わせて、捕獲器具又は銃器いずれかの有効な方法で捕獲を実施するとともに、ICT技術を活用する等より効果的な捕獲方法の確立を検討する。</p> <p>捕獲活動の円滑化を図るため、被害地域に対して自主対策や捕獲担い手確保のための啓発活動を行うとともに支援策を継続する。</p>

(3) 対象鳥獣の捕獲計画

<p>捕獲計画数等の設定の考え方</p> <p>ニホンザル</p> <p>長年様々な対策を講じてきたが、被害減少に至っていない。令和6年度からは捕獲強化を図るため、捕獲数を平成17年度以降の最大捕獲実績を考慮し80頭に設定し、銃器及び箱わなにより有害捕獲を実施する。なお、被害状況に合せ囲いわな等新たな捕獲方法の導入についても有識者の意見を聞きながら検討する。</p> <p>ツキノワグマ</p> <p>被害は横ばい状況であるが、市内農地及び住宅地付近での目撃情報は増加傾向にある。山形県ツキノワグマ管理計画に基づき、春季捕獲は銃器を使用し、有害捕獲は箱わなによる捕獲を行う。</p>
--

イノシシ

近年特に被害が拡大している獣であり被害減少を図るため、令和2年度の捕獲実績を考慮し捕獲計画数を700頭に設定し、銃器及び捕獲器具による捕獲を行う。なお、被害状況に合せ囲いわな等新たな捕獲方法も検討する。

ハクビシン・タヌキ

被害は微増傾向であり、個人捕獲も可能となっていることから、平成17年度以降の最大捕獲実績に上乘せを見込み捕獲数を各50頭に設定し、捕獲器具による捕獲を行う。また、私有地における個人捕獲に対する支援は継続する。

カラス

被害は横ばい状況で、近年の捕獲数が最大捕獲時の1/10以下に減少している。捕獲強化を図るため、平成17年度以降の最大捕獲実績と同程度の400羽に捕獲数を設定し、主に春から秋の期間は銃器、冬期は箱わなによる捕獲を行う。

ムクドリ・スズメ

被害は果樹を中心に増加状況で、近年の捕獲数が最大時の1/10以下に減少している。捕獲強化を図るため、捕獲数を各150羽に設定し、銃器による捕獲を行う。

ニホンジカ

ニホンジカの被害と確認された事例はないが、車との衝突や有害捕獲の実績が出ており、今後被害拡大が想定されることから、直近捕獲実績から捕獲計画数を20頭に設定し、わな及び銃器による捕獲を行う。

対象鳥獣	捕獲計画数			参 考	
	令和6年度	令和7年度	令和8年度	平成17年度以降の最大捕獲実績	令和2年度捕獲実績
ニホンザル	80頭	80頭	80頭	R1 67頭	39頭
ツキノワグマ	山形県ツキノワグマ管理計画に基づく	山形県ツキノワグマ管理計画に基づく	山形県ツキノワグマ管理計画に基づく	H18 31頭	18頭
イノシシ	700頭	700頭	700頭	R2 647頭 ^(注)	647頭 ^(注)
ハクビシン	50頭	50頭	50頭	H30 16頭	3頭
タヌキ	50頭	50頭	50頭	H30 18頭	1頭
カラス	400羽	400羽	400羽	H24 377羽	25羽
ムクドリ	150羽	150羽	150羽	H19 85羽	30羽
スズメ	150羽	150羽	150羽	H19 50羽	0羽
ニホンジカ	20頭	20頭	20頭	R1 2頭	0頭

※ (注) は、狩猟+許可捕獲の合計数で、それ以外は許可捕獲数の数字である。

捕獲等の取組内容
ニホンザル、イノシシ、ハクビシン、タヌキについては、それぞれによる被害が拡大傾向にあるため、年間を通した捕獲取組を行う。なお、捕獲方法は、地域の实情や手法などに合わせより効率的な方法で実施するほか、ICT技術を活用する等狩猟者の負担軽減に努める。 ツキノワグマについては、銃器による春季捕獲と被害状況に合わせた捕獲檻による有害捕獲を実施する。 鳥類については、被害状況により銃器及び捕獲檻による捕獲を実施する。 ニホンジカについては、今後被害拡大が想定されることから、年間を通した捕獲取組を行う。捕獲方法は、わな及び銃器による有害捕獲を実施する。

ライフル銃による捕獲等を実施する必要性及びその取組内容
ツキノワグマ：春季捕獲、わな捕獲の止めさし、緊急時捕獲にライフルを使用する。 イノシシ：わな捕獲時の止めさし、緊急時及び冬季捕獲にライフルを使用する。 ニホンジカ：わな捕獲時の止めさし、緊急時及び冬季捕獲にライフルを使用する。

(4) 許可権限委譲事項

対象地域	対象鳥獣
上山市	ニホンザル、イノシシ、ハクビシン、タヌキ、ニホンジカ

4. 防護柵の設置等に関する事項

(1) 侵入防止柵の整備計画

対象鳥獣	整備内容		
	令和6年度	令和7年度	令和8年度
ニホンザル ツキノワグマ イノシシ ニホンジカ	<ul style="list-style-type: none"> 防護柵の設置 20km 簡易電気柵 ワイヤーメッシュ柵 複合柵 市協議会補助を活用 	<ul style="list-style-type: none"> 防護柵の設置 20km 簡易電気柵 ワイヤーメッシュ柵 複合柵 市協議会補助を活用 	<ul style="list-style-type: none"> 防護柵の設置 20km 簡易電気柵 ワイヤーメッシュ柵 複合柵 市協議会補助を活用
鳥類	防鳥ネットの活用		

(2) 侵入防止柵の管理等に関する取組

対象鳥獣	取組内容		
	令和6年度	令和7年度	令和8年度
ニホンザル ツキノワグマ イノシシ ハクビシン タヌキ カラス ムクドリ	<ul style="list-style-type: none"> 個人が設置した防護柵については、防護柵の有効性を確保するための維持管理についての周知し、適正な運用に努める。 地域ぐるみの取組で 	<ul style="list-style-type: none"> 個人が設置した防護柵については、防護柵の有効性を確保するための維持管理についての周知し、適正な運用に努める。 地域ぐるみの取組で 	<ul style="list-style-type: none"> 個人が設置した防護柵については、防護柵の有効性を確保するための維持管理についての周知し、適正な運用に努める。 地域ぐるみの取組で

スズメ ニホンジカ	設置した広域防護柵については、各受益団体と結んでいる維持管理契約に基づき、受益団体による適正な維持管理について支援する。 ・市協議会補助を活用	設置した広域防護柵については、各受益団体と結んでいる維持管理契約に基づき、受益団体による適正な維持管理について支援する。 ・市協議会補助を活用	設置した広域防護柵については、各受益団体と結んでいる維持管理契約に基づき、受益団体による適正な維持管理について支援する。 ・市協議会補助を活用
--------------	--	--	--

5. 生息環境管理その他被害防止施策に関する事項

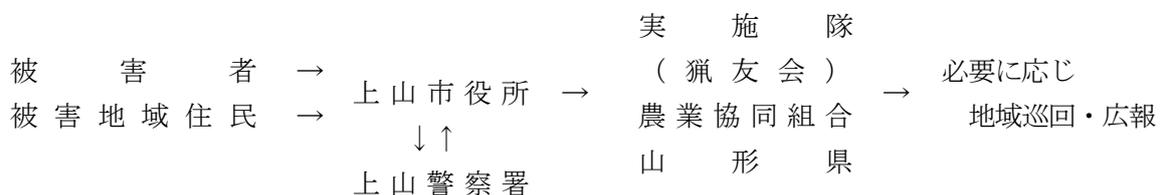
年度	対象鳥獣	取組内容
令和6年度	ニホンザル、ツキノワグマ、イノシシ、ハクビシ、タヌキ、カラス、ムクドリ、スズメ、ニホンジカ	<p>地域住民に対する研修会や学習会等を通じて、有害鳥獣の生態や情報を共有するとともに、自主対策の意識高揚と被害防止技術の向上を図る。</p> <p>緩衝帯の整備や放任果樹の撤去、防護施設整備・適正管理など、地域の自主的かつ組織的な被害防止活動を支援する。</p> <p>上山市鳥獣被害対策実施隊の機能強化及び隊員拡大に努め、効果的な捕獲を検討し実施する。</p> <p>ニホンザルについては、生息調査や接近警戒システム等により、追払い体制の強化と効率化を図る。</p>
令和7年度	ニホンザル、ツキノワグマ、イノシシ、ハクビシ、タヌキ、カラス、ムクドリ、スズメ、ニホンジカ	<p>地域住民に対する研修会や学習会等を通じて、有害鳥獣の生態や情報を共有するとともに、自主対策の意識高揚と被害防止技術の向上を図る。</p> <p>緩衝帯の整備や放任果樹の撤去、防護施設整備・適正管理など、地域の自主的かつ組織的な被害防止活動を支援する。</p> <p>上山市鳥獣被害対策実施隊の機能強化及び隊員拡大に努め、効果的な捕獲を検討し実施する。</p> <p>ニホンザルについては、生息調査や接近警戒システム等により、追払い体制の強化と効率化を図る。</p>
令和8年度	ニホンザル、ツキノワグマ、イノシシ、ハクビシ、タヌキ、カラス、ムクドリ、スズメ、ニホンジカ	<p>地域住民に対する研修会や学習会等を通じて、有害鳥獣の生態や情報を共有するとともに、自主対策の意識高揚と被害防止技術の向上を図る。</p> <p>緩衝帯の整備や放任果樹の撤去、防護施設整備・適正管理など、地域の自主的かつ組織的な被害防止活動を支援する。</p> <p>上山市鳥獣被害対策実施隊の機能強化及び隊員拡大に努め、効果的な捕獲を検討し実施する。</p> <p>ニホンザルについては、生息調査や接近警戒システム等により、追払い体制の強化と効率化を図る。</p>

6. 対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合の
 対処に関する事項

(1) 関係機関等の役割

関係機関等の名称	役割
上山市役所	通報受理、関係機関への連絡、現場確認、捕獲等の指示・指導、 地域への告知、被害状況等確認、事後対応
上山警察署	通報受理、現場確認、捕獲等の指示・指導
実施隊（猟友会）	現場確認、捕獲・駆除
農業協同組合	現場確認、地域への告知、被害状況等確認、事後指導
山形県	被害状況等確認、事後指導

(2) 緊急時の連絡体制



7. 捕獲等をした対象鳥獣の処理に関する事項

捕獲現場等での埋設又は処理施設での焼却等により適正に処分すると共に、本市におけるあるべき処理方法を検討する。

8. 捕獲等をした対象鳥獣の食品・ペットフード・皮革としての利用等その有効な利用に関する事項

(1) 捕獲等をした鳥獣の利用方法

食品	食品・ペットフード・皮革としての利用等は行われていないが、今後、特にツキノワグマ、イノシシ及びニホンジカ等については有効な利活用方法について研究する。
ペットフード	
皮革	
その他（油脂、骨製品、角製品、動物園等でのと体給餌、学術研究等）	

(2) 処理加工施設の取組

食品等での利活用の状況を鑑み、処理加工施設の必要性について検討する。

(3) 捕獲等をした対象鳥獣の有効利用のための人材育成の取組

食品等での利活用の状況を鑑み、有効利用のための人材育成の必要性について検討する。

9. 被害防止施策の実施体制に関する事項

(1) 協議会に関する事項

協議会の名称	上山市鳥獣害防止対策協議会
構成機関の名称	役割
上山市地区会長会	地区内被害情報収集・連絡、自主的な被害対策実施
上山市農事実行組合協議会	地区内被害情報収集・連絡、自主的な被害対策実施
山形農業協同組合	農業者被害情報収集・提供、被害対策の調査・実施
山形県農業共済組合	農業者被害情報収集・提供、被害対策の普及・推進
上山市鳥獣被害対策実施隊 (山形県猟友会上山支部)	被害対策の調査・検討、個体数調整の実施
(有)ワイルドライフワークショップ	被害対策のアドバイス等
山形県村山総合支庁	被害対策のアドバイス等
上山市	被害対策の調査・提供と連絡調整等

(2) 関係機関に関する事項

関係機関の名称	役割
南奥羽鳥獣害防止広域対策協議会	宮城・福島・山形の3県の市町村・JAの連携によるニホンザルの被害対策情報の収集・提供と連携事業の実施

(3) 鳥獣被害対策実施隊に関する事項

<p>上山市鳥獣被害対策実施隊（平成25年4月1日に設置）は、市長が指名した職員、農業協同組合より推薦された同組合職員及び猟友会より推薦された捕獲従事者等の50人程度で組織し、接近警戒システムや生息調査に基づき効果的な捕獲・追払いに従事するとともに、被害防止対策の普及啓発を推進する。特に6月のさくらんぼ収穫時期から11月のりんご収穫時期までの時期について、数名で班編成をして土日のパトロールを中心に重点的な追払いを実施する。</p>

(4) その他被害防止施策の実施体制に関する事項

<p>ニホンザルについては、接近警戒システムや生態調査結果の有効活用を啓発しながら、各地区の自主的な被害防止活動の構築に努め、地域実情に合わせた適切で効果的な追払いの実施を促進する。</p> <p>地域ぐるみ事業で整備した防護施設等の適正管理のため、管理体制の整備を図り防止効果の永続に努める。</p>

10. その他被害防止施策の実施に関し必要な事項

特記事項なし
